

尼崎市総合教育会議傍聴取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、尼崎市総合教育会議設置要綱第9条の規定に基づき、尼崎市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者専用席に分ける。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。以下「傍聴申請者」という。）は、会議の開催時刻の10分前までに、係員に総合教育会議傍聴券交付申請書（別記様式）を提出し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴申請者の数が傍聴席（一般席に限る。）を超える場合は、抽選により、傍聴券の交付を受ける者を定める。

3 前2項の規定にかかわらず、報道関係者は、係員に申し出て、会議を傍聴することができる。

4 傍聴券の交付を受けた者及び報道関係者（以下「傍聴人」という。）は、係員の指定した席に着かなければならない。

（傍聴人の定員）

第4条 傍聴人（報道関係者を除く。）の定員は、10人とする。

（傍聴することができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) ラジオ、拡声器、無線機、写真機、撮影機、録音機、録画機器の類を携帯している者（市長の許可を得た者を除く。）

(7) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると市長が認めた者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (3) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 市長は、傍聴人が前項各号のいずれかに違反したときは、その者に対して退場を命じることができる。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等しようとするときは、あらかじめ市長の許可を得なければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議において公開しないこととされた案件が審議されるときは、直ちに退場しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年5月27日から施行する。